

尖閣諸島に関する課題を仲裁裁判所に提訴することを求める意見書

本年8月5日から、過去最大規模となる15隻の中国公船と200隻から300隻の中国漁船が尖閣諸島周辺海域に現れ、領海への侵入を繰り返すなど中国公船等の情勢はますますエスカレートし、漁業活動のできない現状は漁民をはじめ多くの市民に不安と不満を与えている。

我が国はこれまで中国との間に領土問題は存在しないとしているが、中国公船が接続水域に侵入を繰り返し、領海への侵入も度重なることに加え、軍艦まで派遣してくることは新たなステージに入った感じを与え危惧するものである。

また、中国は「海洋強国」を強調し、南シナ海や東シナ海への海洋進出を強め、増強する軍事力を背景に南シナ海を不法占拠して要塞化し、次々と現状変更を続けている。その中、フィリピンとの南シナ海の領有権を巡る問題にはオランダハーグの仲裁裁判所が中国の主権を一切認めない判決を去る7月12日、下している。

いずれにせよ、先ずは中国が尖閣諸島周辺での活動を自制せざるを得ない状況を作り出していくことが大切である。

よって、当市議会は、尖閣諸島が歴史上も国際法上も紛れもなく日本固有の領土で、現に我が国が有効に支配している現状を国際社会に意思表示するとともに、同海域の一日も早い平穏な状況回復のためにも尖閣諸島問題を仲裁裁判所に提訴することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 16 日

石 垣 市 議 会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣